

「(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業 (改定版)
環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、合同会社NWE-09インベストメント (以下「本事業者」という。) が、鹿児島県薩摩川内市及びいちき串木野市において、最大で出力72,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 (以下「住居等」という。) が存在している。対象事業実施区域の東側では、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であるほか、複数の風力発電所が稼働中であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが必要な地域に位置している。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、森林法 (昭和26年法律第249号) に基づき水源かん養保安林、保健保安林等に指定され、対象事業実施区域の周囲には水道水源等が存在している。

さらに、本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により大規模な土地の改変が行われる計画となっており、対象事業実施区域北側の搬入道路のための改変区域付近に、発生する切土の一部の土捨場の設置が計画されている。

加えて、対象事業実施区域内及びその周辺には、サシバ、アカハラダカ等の渡りの飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。) に基づき国内希少野生動植物種 (以下「国内希少種」という。) に指定されているクマタカのペアの飛翔が複数確認されている。

その上、対象事業実施区域内では、エビネ属等の重要な植物が確認されている。エビネ属については、種まで特定できていないとされているが、キシマエビネであれば、「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月環境省) の絶滅危惧ⅠB類に該当する。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により大規模な土地の改変が行われ、現状計画では、土工量が著しく多いものとなっている。また、風力発電設備等の設置に伴い発生する多量の残土について、一部を対象事業実施区域外の処分場に場外搬出を行い、残りを対象事業実施区域内に設置する土捨場において、適正に処分する計画となっている。これらのことから、土地の改変による水環境、動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。

このため、風車ヤード及び道路について、設置場所及び工法に関して更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに、土捨場について、工事計画の見直しや風力発電設備等の設置に関する工法の工夫等により、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。また、やむを得ず発生する残土については、再生資源として利用するなど有効活用を図ることを最優先に検討すること。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(4) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累

積的な影響を考慮した事業計画とすること。特に、対象事業実施区域の東側における他事業については工事期間が一部重複する期間があるため、可能な限り調整を行うこと。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在しており、本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う騒音レベルが最大で5 dB 増加、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で15dB 増加、風力発電設備の稼働に伴う騒音レベルが最大で5 dB 増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事の実施及び風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数の住居において超過しているが、遮蔽物により影響は低減されると予測されている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる複数の住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、対象事業実施区域及びその周辺は、森林法に基づき水源かん養保安林、保健保安林等に指定されている。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、1.(2)の内容を踏まえて工事計画の見直しを実施した上で、関係機関等と十分に調整を行い、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、サシバ、アカハラダカ等の渡りの飛翔が確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカのペアの飛翔が複数確認されており、本事業の実施によるこれら鳥類への影響が懸念される。また、本事業のクマタカの影響予測では、専門家へのヒアリング結果を踏まえて、営巣中心域、高利用域の解析に加え、幼鳥の行動範囲(推定)等を解析し、風力発電設備の配置計画は現地の地形やクマタカの行動特性を踏まえると繁殖等への重大な影響は生じないと予測しているが、予測には大きな不確実性を伴うため、クマタカの衝突リスクを環境保全措置により極力抑えた上で、適切な事後調査が行われる必要がある。本事業による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 準備書の調査において繁殖が確認されなかったため幼鳥の行動範囲は推定であるほか、クマタカの行動範囲が変わる可能性もあることから、本事業者が工事着工前から稼働後に予定しているクマタカの生息状況の事後調査においては、繁殖状況やクマタカの干渉行動(排他的行動)にも着目して実施すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、工事中及び稼働後のクマタカの生息状況及び繁殖状況に関する事後調査並びに稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、対象事業実施区域の南側を含む範囲を主な生息域とするペアの行動圏内に配置予定の風力発電設備について、下記の環境保全措置の内容は、クマタカの営巣期、非営巣期を考慮した上で、十分な調査期間を検討し実施すること。

- ① 現時点で本事業者が計画している事後調査について、クマタカの生息状況の調査の頻度を1～2回程度/月としているところ、その頻度を更に増やし、より精緻な情報を把握するとともに、目視確認以外にもレーダーやカメラ等の機器等の活用も検討すること。
- ② クマタカの接近及びバードストライクが確認された場合の対応について、事前に専門家等の指導や助言を受け、風力発電設備の稼働の一時停止、ブレードの回転抑制を含めた緊急の保全措置を講ずること。
- ③ 事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認されるなど、希少猛禽類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、事後調査の実施期間を更に延長するとともに、鳥類からの視認性を高める措置や稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、営巣期においては、可能な限り営巣中心域における風車敷、道路等の建設、大規模な森林伐採等の工事を回避するなどの環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(5) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域内では、エビネ属等の重要な植物が確認されている。エビネ属については、本事業者の現地調査時に開花が確認できなかったため種まで特定できていないとされているが、キリシマエビネであれば、「環境省レッドリスト2020」の絶滅危惧ⅠB類に該当する。本事業では、エビネ属を含む10種の重要な植物の移植が検討されている。

このため、本事業の実施に伴う重要な植物への影響を回避又は極力低減するための更なる確認、検討を進めた上で、やむを得ず代償措置として重要な植物の移植を行う場合には、移植後の定着状況に係る事後調査を適切に実施するとともに、以下の措置を講ずること。

ア 重要な植物の移植に当たっては、移植の事例、定着率、移植方法、移植先の選定、移植後の維持管理等について専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。

イ 重要な植物に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。